

第7 附属機関

1 岡崎市感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第1項に基づき、感染症の患者に対する就業の制限、入院の延長、医療費用の負担等について審議することを目的に設置している。

協議会は、医師3人、弁護士1人、人権擁護委員1人の5人で構成している。

2 岡崎市食育推進会議

食育基本法第33条第1項の規定に基づき、岡崎市食育推進計画を作成し、推進に関する重要事項について審議し、施策の実施を推進することを目的として設置している。

会議は、市長を会長とし、三師会、農産物等の生産者団体等の代表者、学識経験者、行政機関の関係者及び一般公募による市民の30人以内で構成している。

3 愛知県中核市小児慢性特定疾病審査会

地方自治法第252条の7第1項の規定に基づき規約を定め、同法第138条の4第3項に規定する附属機関として、児童福祉法第19条の4第1項の規定による小児慢性特定疾病審査会を豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市で共同して設置し、小児慢性特定疾病医療費認定の審査を行う。

審査会の委員は、医師18人以内で構成している。

4 健康おかげ21計画推進協議会

市民の健康づくり・健康増進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、健康づくりに関する事項を審議し、提言をする。

協議会は、保健医療福祉関係団体の代表者、市民団体等の代表者、行政機関の代表者、学識経験者及び一般公募による市民の20人以内の委員で構成している。

5 岡崎市予防接種健康被害調査委員会

予防接種法等に基づいて行う予防接種による健康被害発生に際し、当該事例について医学的見地からの調査を行うとともに、原因の究明、被害者の治療並びに被害者、関係医師及び従事者の救済措置等について協議する。

委員会は、医師会代表者、市民病院代表者及び市代表者で構成している。

6 岡崎市自殺対策推進協議会

自殺対策基本法第3条第2項の規定に基づき、関係機関及び団体等が連携し、総合的かつ効果的な自殺対策の推進を図ることを目的に設置している。

協議会は、保健医療福祉関係団体の代表者、市民団体等の代表者、行政機関の代表者、学識経験者及び一般公募による市民の20人以内の委員で構成している。

7 岡崎市生活習慣病対策会議

健康増進法に基づき実施する生活習慣病対策を効率的・効果的に実施するため、各種健康診査の分析・評価を行うとともに関係機関の連携体制の確立を図ることを目的として設置している。

会議は、学識経験者、保健医療関係者等で構成している。

8 岡崎地区薬物乱用防止推進協議会

地域に根ざした薬物乱用防止啓発活動を組織的、効果的に展開し、地域社会を犯罪のない安全でいきいきと暮らせる街にしていくため、岡崎市保健所管内を活動地域として協議会を設け、事務局を受け持っている。

協議会は、愛知県知事が保護司会を通じて委嘱している薬物乱用防止指導員、啓発活動に理解のあるボランティア団体、岡崎警察署を含めた関係行政機関等で構成している。